平成２１年（フ）第１５０５号
宮城県黒川郡富谷町太子堂１丁目９番８号
債務者　山崎喜一郎
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７９号
仙台市青葉区愛子東１丁目２番15号
債務者　渡邊富士子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２２号
仙台市太白区諏訪町５番13号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２４号
仙台市宮城野区高砂１丁目５番地の８　佐藤ハイツ102
債務者　阿部　秀則
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３６号
仙台市青葉区川平２丁目15番３号
債務者　千葉　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
秋田県大館市美園町８番29号、前住所東京都中野区新井３丁目36番13号　アーネスト沼袋202
債務者　松山真佐子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１３６号
秋田県北秋田市木戸石字才ノ神岱224番地
債務者　澤藤由美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第５９８号
水戸市堀町418番地の５
債務者　石橋　静子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２号
茨城県日立市城南町５丁目３番２―404号
債務者　大部　千春
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１７４号
茨城県北茨城市中郷町足洗551番地　ルミナスガーデンＡ105
債務者　小高　義治
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８４号
茨城県北茨城市中郷町下桜井969番地４　下桜井市営住宅南29号
債務者　今泉　　武
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２５４号
富山県射水市若杉127番地25
債務者　今井のり子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３４３号
山梨県笛吹市石和町上平井544番地10
債務者　小林みさき
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
三重県津市高野尾町1325番地
債務者　川本　義昱
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７６号
三重県亀山市阿野田町891番地３
債務者　伊藤加代子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８５号
三重県鈴鹿市中箕田１丁目27番６号
債務者　中谷　且司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４７１号
京都市上京区一条通浄福寺東入北新在家町316番地の４
債務者　村永　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８００号
京都市左京区岡崎入江町81番地１　フラッツ岡崎２Ｆ
債務者　南　小夜子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係